

▶ 生活環境影響調査（環境アセスメント）業務紹介

環境アセスメントとは、事業計画をよりよいものにするために、周辺住民の生活環境に著しく影響を及ぼす恐れのある事業の実施に先がけて調査、予測及び評価を行い、環境の保全に配慮した事業を行なおうとするものです（図1）。

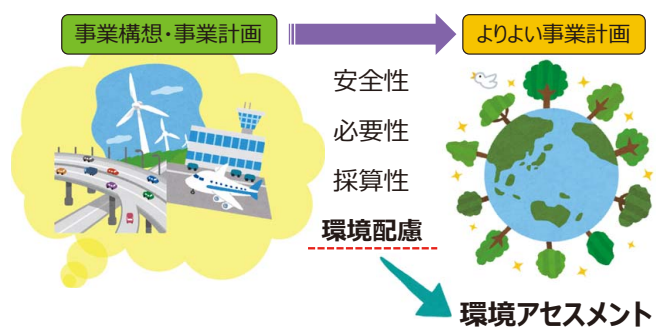


図1 環境アセスメント（環境影響評価）とは

環境アセスメントは法令により対象施設や調査項目などが変わり、大きく3つに分類されます。①環境影響評価法に基づく「環境影響評価」、②地方自治体で制定されている条例に基づく「条例アセス」、③廃掃法に基づく廃棄物処理施設を対象とした「生活環境影響調査」です。

当社は愛媛ラボラトリーがこの評価を実施しており、表1に示す通り、「生活環境影響調査」、愛媛県公害防止条例による「ばい煙発生施設における事前評価」、瀬戸内海区域の特定施設を対象とした「瀬戸内海環境保全特別措置法における事前評価」の3つを中心に環境アセスメント業務を行っています。

当社の過去5年の実績は、「生活環境影響調査」約20件、「ばい煙発生施設における事前評価」約30件、「瀬戸内海環境保全特別措置法における事前評価」が5件です。

例として、生活環境影響調査の流れを図2に示します。生活環境影響調査書を提出して終わりではなく、事前審査会・本審査会の対応、使用前検査まで実施しています。

予測・評価は、対策によって生活環境への影響が最小限に抑えられることが確認されるまで様々な手法を用いて繰り返します。もし対策だけでは不十分な場合、事業計画の変更も含めて対応を検討することになります。

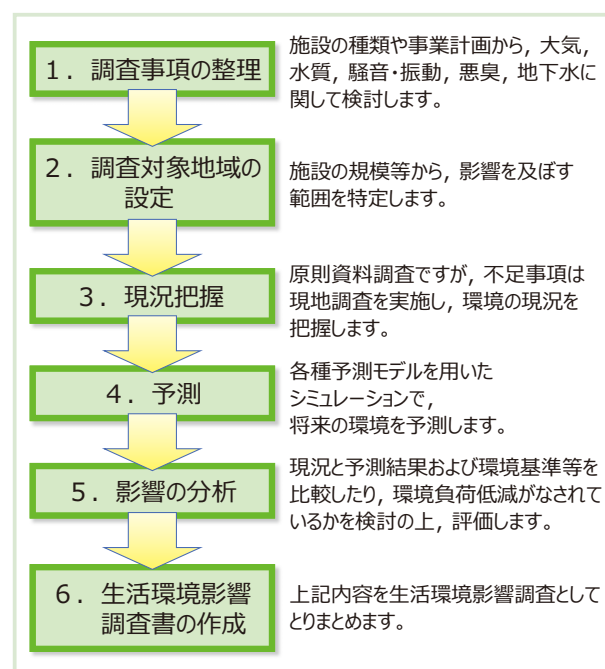


図2 生活環境影響調査フロー

生活環境影響調査には行政からの指摘事項や住民への説明など様々な対応も必要であり、当社はお客様と行政、住民との架け橋となり、公正な立場で新規事業が円滑に進められるよう支援しております（図3）。



図3 SCASの目指す役割

表1 環境アセスメントの種類と対象施設

種類	対象法令	対象施設	調査項目	調査期間	備考
環境影響評価	環境影響評価法	開発事業等	広範囲 (低周波音、動植物、人の活動、景観等)	1～2年	現地調査必須
条例アセス	愛媛県環境影響評価条例	開発事業等 (一部の廃棄物処理施設も該当)	広範囲 (低周波音、動植物、人の活動、景観等)	1～2年	現地調査必須
生活環境影響調査	廃掃法	廃棄物処理施設に限定	限定的 (大気質、騒音振動、水質等)	3ヶ月～1年	原則として資料調査
ばい煙発生施設における事前評価	愛媛県公害防止条例	総排出ガス量 10,000 m ³ 以上の工業又は事業場	限定的 (大気質：SO _x)	—	予測のみ
瀬戸内海環境保全特別措置法における事前評価	瀬戸内法	排水量 50 m ³ /日以上の特定施設	限定的 (水質：SS、油分、DXN 類など)	6ヶ月～1年	現地調査必須